

指定管理業務実施計画書

【令和6年度】

オホーツク圏地域
食品加工技術センター

| | |
|--------|---------------|
| 指定管理者名 | 公益財団法人オホーツク財団 |
|--------|---------------|

【内 容】

- 1 利用提供業務
- 2 利用料金収受等業務
- 3 利用促進業務
- 4 事故処理等
- 5 災害時対応
- 6 各種報告等
- 7 施設等の管理業務

1 利用提供業務

【要求水準】

- ・利用者窓口に必要人員を配置し、適切かつ丁寧に対応する。
- ・案内、各種受付、利用承認、利用指導等適切かつ丁寧に対応する。
- ・本施設に設置されている試験機器全てに精通し、利用者に対して的確な利用方法の説明や指導を行う。
- ・試験機器等の利用後、都度安全点検を行う。
- ・本施設等の利用に際し、必要に応じ利用者や財団等との調整を行う。
- ・利用者からの苦情等に適切かつ迅速に対応する。
- ・苦情処理経過の記録及び道への報告を行う。

①人員配置

事務局長 (1名)

指定管理業務の総括責任者として配置する。

企画総務課 (3名:主任1名、事務員2名)

窓口対応、利用料金の收受、広報活動、施設管理、報告業務等を行う。

研究課 (5名:課長1名、主任1名、研究員2名、採用予定者1名)

機器利用業務、機器の管理、安全点検、薬品管理、施設PR等を行う。

②利用者への指導

当財団が配属する職員により設置機器の利用方法の指導を行う。また、当該職員の業務遂行能力幅は広く、広範な分野を指導も行う。

③安全対策

加工機器及び分析機器使用時は担当職員が作業時に必ず立ち会い、使用者の練度の確認を行った後に使用上の注意、実務操作及び危険防止の指導を行う。

④利用者からの苦情への対応

苦情が発生した場合、道へ状況報告し対応方針について協議し、協議結果に基づき適切な対応を図る。

⑤開館日・休館日・開館時間

開館日 月曜日から金曜日 (祝日、祝日の振替休日、12月29日から翌年1月3日を除く)

休館日 土～日、祝日 (祝日の振替休日、12月29日から翌年1月3日を含む)

開館時間 9:00～17:00

2 利用料金収受等業務

【要求水準】

・北海道立地域食品加工技術センター条例（以下「設置条例」という。）及び設置条例施行規則の定めるところにより、適切に利用料金を収受し、又は減免等を行う。

・住民に対する不当な差別的取扱いがないようにしなければならない。

① 規 定

・設置条例第12条第1項及び第2項の規定により適正に処理する。

② 利用承認等

・利用者から利用申込書を受け、利用承認をする。なお、承認又は利用内容変更の際、必要に応じて条件を付す。

・利用の取りやめ若しくは利用期間の短縮に係る申し出の受理をする

・設置条例第11条に規定する違反等の行為に対し、承認を取り消し、又は制限若しくは停止する。

③ 利用料金の収受

・利用者から、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受する。

④ 利用料金の決定

・利用料金については、設置条例第12条第3項で定める利用料金の額を上限に、指定管理者が知事の承認を受けて定める。変更の場合も同様とする。

⑤ 利用料金の還付

・既納の利用料金は還付しない。ただし、設置条例施行規則で定める基準に基づき全部又は一部を還付できる。

⑥ 利用料金の減免

・設置条例施行規則で定める基準により利用料金の減免を行う。

利用承認

「地域における食品加工技術の高度化促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するため、北海道立地域食品加工技術センターを設置する。」たるセンターの設置理念にもとづいて、企業ニーズまたは企業化を目指す個人・団体等の利用を優先とするが、地域の私的団体・同好会の利用も承認する。但し、販売目的とする場合や加工調製して自らの食用とする等のセンターの公益性に害する恐れがあると認められた場合、その他のセンターの管理運営上に支障があるときは承認しない。

利用料金

利用料金は別紙のとおりとする。（設置条例第12条第3項に従い、北海道知事の承認を受けて定める。）既納の利用料金は還付しないが、規則に定める基準に合致する場合はあれば、その全部又は一部を還付する。また、規則に定める基準により、利用料金の減免を行う。

3 利用促進等業務

【要求水準】

- ・地元自治体、企業、研究機関等と連携・協力し、効率的かつ効果的な 利用促進策を実施し、管理の目標に定める利用促進に関する達成目標を達成する。
- ・パンフレットの作成及び配布を行い利用の促進を図る。
- ・本施設のホームページで施設の供用状況、施設概要、各種情報提供を行う。
- ・見学者や来客には適切かつ丁寧に対応する。
- ・本施設の概要を把握し、説明及びPRを行う。

・広報活動

- ・北海道立オホーツク圏食品加工技術センターのHPにて施設・機器の料金・使用用途等を掲載する。
- ・「食加技だより」（年2回発行）にて随時、最新の情報の発信を行う。
- ・パンフレットを作成し、施設紹介及び活用事例を利用者へ周知を行う。

・見学者・来客対応

- ・見学者や来客者には、センター概要及び施設紹介・業務内容を丁寧にわかりやすく説明を実施する。

4 事故処理等

【要求水準】

- ・事前の危機管理を徹底し、機器の利用者等の安全の確保に努めること。
- ・本施設内での事故発生(事故、盗難、急病人やけが人)時には、直ちに被災者へ必要な措置を施すとともに管轄の警察署等関係機関へ連絡・通報するなどの適正な事故処理を行うとともに速やかに道に報告するものとする。
- ・事故後の安全対策を適切に行い、被害の拡大及び再発を防止する。
- ・事前に関係機関も含めた適正な緊急時連絡体制を確立する。

①事前の安全対策・危機管理に関して

ボイラー室・発電機室・空調機室・高所等は利用者の立ち入りを禁止とする。ボイラー着火・空調機起動・排気装置起動は装置を熟知した職員が作業開始時に起動する。同様に裏庭の排水処理装置近辺・重油給油口・焼却炉(封鎖済み)近辺も立ち入り禁止ゾーンとする。

②事故処理・再発防止の運用

本施設での事故が発生した場合、被災者への必要な対策を講じるとともに管轄の警察署、消防等に連絡を行い適切な事後の対応を図る。また、遅滞なく北海道に報告する。危険予知した場合は改善指導を行う。

5 災害時対応

【要求水準】

- ・災害、荒天、事故等により本施設の利用が不可能と認められる場合、又は、本施設の管理上やむを得ない場合で緊急を要する場合において、あらかじめ管理者の了解を得ることが困難である場合は、供用時間の変更、利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講ずる。
- ・災害時には、利用者の誘導等安全確保を万全に行う。
- ・台風等の災害による復旧のうち、風倒木の除去、枝葉の除去、支柱の手直し等の軽微なものについては、指定管理者がこれを行うものとする。なお、倒木の復旧、撤去等については、道と協議の上、その復旧にあたることとする。
- ・上記の場合、いずれも速やかに道に報告するものとする。

・実施内容

災害時及び緊急時においては、その状況を的確に把握し、速やかに施設利用禁止及び制限の措置を講じる。同時に、的確な避難誘導等により利用者の安全を確保し、事故を未然に防ぐよう努める。

災害により重大な損害が発生した場合は、道に対してその状況を正確に報告し、緊密な連絡を図った上で対応を協議し、その復旧にあたる。

6 各種報告等

【要求水準】

- ・業務実施状況等について毎年度終了後3か月以内に知事に報告する。
- ・本施設の利用状況及び利用料金収入について、10日までに道へ報告する。
- ・本施設の占用及び本施設の全部又は一部を独占して使用するような各種イベント等については、知事の許可を必要とする場合があるので、このような申請があった場合若しくは申請者から相談があった場合は、道と緊密な連絡を図るとともに申請書類を道へ送付する。
- ・また、指定管理者がイベント等を企画する場合も、あらかじめ道と相談し、その指示に従う。

・実施内容

道への業務実施状況報告について、協定書に定める期限を厳守し、適正に実施する。

イベント等を実施する場合は、管理者である道に対してその内容を速やかに連絡する。その結果、知事の許可を必要とする場合は、これに係る申請書類を道へ提出する。

7 施設等の管理業務

【要求水準】

施設保守等

対象範囲：①建物内の内外壁、柱、建具、床、階段等の各部位及び各室

- ②工作物、備品
- ③全ての試験機器

法定点検等

- ・本施設の空調・衛生設備等の維持管理について、常に安全かつ良好な状態を保全すること。
- ・別紙に基づき、設備等法定点検及び必要と認められる点検を行う。
- ・法令の定めに従い点検し、必要な対応を行う。

備品等の管理

- ・業務を遂行するために要する室、供与物品及び備品を善良なる管理者の注意をもって管理を行う。
- ・供与物品の廃棄等の異動が生じる場合は、道へ報告する。

修繕

- ・庁舎施設、試験機器等を構成する各部材の点検及び修繕
- ・各部材の劣化、破損、変形等について日常的に点検し、迅速に修理・修繕等を行い、機能上、安全上、美観上良好な状態に保つ。

・施設保守

事務を行う範囲は土地・建屋の全ての部位・工作物・付加物・従物・試薬備品・全ての加工機器及び試験測定検査機器に及ぶ。また、経年変化等に因り、供与物の廃棄の必要性が生じた場合は遅滞なく北海道に報告して指示を得る。

・点検及び修繕

施設の空調機器・自動制御設備・恒温恒湿設備・給水設備・排水設備・防災設備・電気設備等については関係する諸法令に基づき点検を行う。

設備ごとに入札等を行い、費用の縮減を果たした後に専門業者に委託し定期的に点検を行い、未然に故障をふせぐことに努める。

また、最小限の故障で食い止められる様に運転管理状況の把握に努め、経費削減を図りながら施設管理全般の効率的な運用を図る。設置機器に対しては定期的な検査ルーチンを構築して重大な故障を未然に防ぐ様に努める。修繕についても、同様に保守点検に努め、最小の費用で済むよう施設管理する。

7 施設等の管理業務

【要求水準】

衛生管理

- ・利用者が安全かつ快適に利用できるよう清掃・ゴミ収集・搬出を適宜行う。
- ・清掃は、日常・定期・特別清掃を適宜に組み合わせた作業計画を策定・実施し、本
- ・特に加工試験室Ⅰ・Ⅱ、微生物実験室及び便所を日常的に衛生に保つ。

警備等

- ・本施設内の定期巡視、利用指導、建物・工作物等の点検を適切に行う。
- ・本施設の利用状況を常に把握し、事故・災害・犯罪等を未然に防止し、財産の保全を図る。
- ・門扉開閉と国旗道旗掲揚及び降能
- ・休館日及び夜間警備（機械警備を原則とする）
- ・毎日、定期に巡視・点検を行う。
- ・警備の実施状況を日誌に記録管理する。

前庭等管理

- ・芝刈りは、安全及び衛生を保持するため実施する。
- ・樹木の倒壊等、安全上・衛生上の管理を実施する。

除雪

- ・駐車場及び車道等の除雪を行う。（原則として5 cm以上の積雪時に実施）

衛生管理(清掃業務処置要領を添付)

敷地内に存在する物の全てを対象とする。利用者が安全かつ快適に利用できるよう清掃・ゴミ収集・搬出を実施する。尚、施設内の美観と衛生をたもつよう、日々の清掃を実施する。年に1回の窓ガラス及び窓枠清掃、屋上清掃、ブラインド清掃電球の清掃を実施する。汚垢の蓄積により不衛生になりやすい加工室Ⅰ・Ⅱ、微生物実験室、トイレは衛生状態に留意する。

警備等(警備業務処理要領を添付)

始業時・終業時に施設内外の巡視を実施して施設・設備の異常の有無を確認し異常が発見された場合は適切に対処する。また国旗・道旗の掲揚及び降能を行う。来館者に来館者名簿に記入してもらい管理する。

前庭等管理(前庭管理業務処理要領を添付)

芝刈、施肥などの芝生の管理を実施し芝生の養生に努める。樹木の整備、冬囲いなど前庭の美化に努める

除雪

利用者の駐車スペース確保の維持に努め、災害時のためにも細部除雪に努める。

公益財団法人オホーツク財団

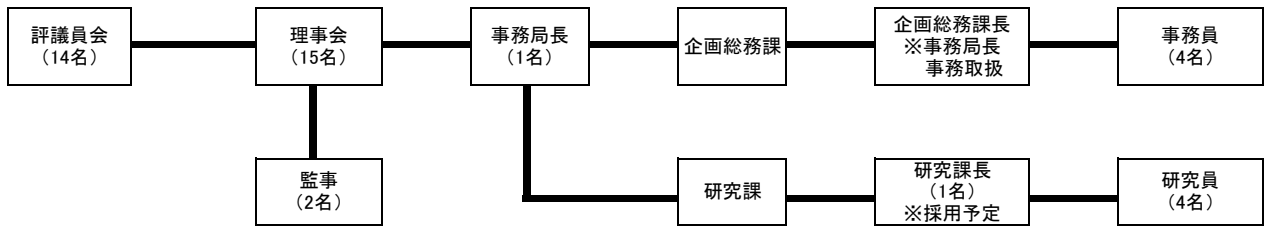
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター指定管理業務計画書

別紙一覧表

| No. | 内 容 |
|-----|---|
| 1 | 指定管理業務に係る運用組織体制 |
| 2 | 「専門的な知識を必要とする業務の適切な人員」略歴書 |
| 3 | 北海道オホーツク圏地域食品加工技術センター利用料金表 |
| 4 | 事業業務及び業務の実施項目、年間スケジュール等 |
| 5 | 管理の目標について |
| 6 | 施設・設備等保守点検項目 |
| 7 | 「施設等の管理業務」仕様書 |
| 8 | 北海道オホーツク圏地域食品加工技術センター指定管理業務における利用者数見込ならびに達成見込 |

指定管理業務に係る運用組織体制

組織体制



人員配置

| 各課における業務分担 | 研究課 | | 企画総務課 | |
|------------|---|-------|---|--------|
| | 利用提供業務 利用者対応 試験機器等の安全管理 苦情対応及び報告 利用促進業務 施設PR活動 見学者当対応 施設開放イベント開催 その他 薬品保管量の管理 事故処理・災害時対応 施設等の管理業務 | | 利用提供業務 窓口対応 苦情対応及び報告 利用料金收受等業務 利用促進業務 施設PR活動 見学者当対応 施設開放イベント開催 食加技だより作成 その他 道固定資産の管理 事故処理・災害時対応 施設等の管理業務 道に対する報告等 施設修繕・管理業務 委託先との契約・管理業務 総務会計等業務 | |
| 人員配置 | 係長 | 福澤 明里 | 事務局長 | 横平 幸弘 |
| | 研究員 | 太田 悠介 | 係長 | 早淵 達哉 |
| | 研究員 | 近藤 翔一 | 職員 | 田村 由紀 |
| | 研究員 | 採用予定者 | 嘱託職員 | 堀 明美 |
| | 新課長候補 | 採用予定者 | 嘱託職員 | 本城 めぐみ |

「専門的な知識を必要とする業務の適切な人員」略歴書

1 研究課 係長 福澤 明里

略歴

| | |
|---------|--------------------------|
| 2005年3月 | 東京農業大学 生物産業学部 食品科学科 卒業 |
| 2005年4月 | 株式会社 関東ダイエットクック 入社 |
| 2015年8月 | 公益財団法人 オホーツク地域振興機構 嘱託研究員 |
| 2017年4月 | 公益財団法人 オホーツク地域振興機構 研究員 |
| 2021年4月 | 公益財団法人才ホーツク財団 研究課 主任 |

資格等

| |
|----------------|
| 日本惣菜協会 惣菜管理士2級 |
|----------------|

主な業績

| |
|---|
| 惣菜工場にて商品開発（開発・販売メニュー総数約1000） |
| 地場産大豆を利用した乳酸発酵による新規食品開発（平成27年度オホーツク圏地域食品加工技術センター研究成果発表会） |
| 乳酸菌が生成する香りを利用した加工食品の開発（平成28年度オホーツク圏地域食品加工技術センター研究成果発表会） |
| 地域農産物を利用した加工品の開発（平成29年度オホーツク圏地域食品加工技術センター研究成果発表会） |
| 地域果実酢を使用した熟成バルサミコ酢風果実酢の開発（令和3年度オホーツク圏地域食品加工技術センター研究成果発表会） |
| 冷凍ニンジンの食味改良に向けたブランディング方法の検討（令和4年度オホーツク圏地域食品加工技術センター研究成果発表会） |
| 冷凍ニンジンの食味改良に向けたブランディング方法の研究（食品加工研究センター令和5年研究発表会ポスター発表） |

2

研究課 研究員 太田 悠介

略歴

| | |
|---------|-------------------------|
| 2021年3月 | 酪農学園大学 農食環境学群 食と健康学類 卒業 |
| 2021年4月 | 公益財団法人才ホーツク財団 研究員 |

主な業績

| |
|---|
| オホーツク産もち麦の品質評価（令和3年度オホーツク圏地域食品加工技術センター研究成果発表会） |
| オホーツク産もち麦の加工利用における条件の探索（令和4年度オホーツク圏地域食品加工技術センター研究成果発表会） |
| うま味に優れたもち麦味噌の開発（令和5年度日本食品科学工学会北海道支部大会） |

3

研究課

研究員

近藤 翔一

略歴

| | |
|---------|---------------------------|
| 2013年3月 | 北見工業大学 マテリアル工学化 卒業 |
| 2015年3月 | 北見工業大学 マテリアル工学化 博士前期課程 修了 |
| 2015年4月 | 白銅株式会社 入社 |
| 2023年8月 | 公益財団法人オホーツク財団 研究員 |

主な業績

| |
|--|
| |
|--|

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター利用料金表

■試験測定検査機器利用料

| 番号 | 名称 | 利用料 (1時間) | 超過料金 (1時間ごと) |
|----|-----------------------|--------------|-----------------|
| 1 | 近赤外分光分析計 | 8,280円 | 780円 |
| 2 | pHメーター | 1,320円 | 80円 |
| 3 | 食塩定量装置 | 2,660円 | 180円 |
| 4 | アルコール濃度計 | 2,820円 | 330円 |
| 5 | 近赤外線水分計 | 2,520円 | 40円 |
| 6 | 水分活性測定装置 | 2,540円 | 60円 |
| 7 | マルチ水質計 | 1,430円 | 180円 |
| 8 | マッフル炉 | 1,280円 | 50円 |
| 9 | たんばく質迅速定量装置 | 2,740円 | 270円 |
| 10 | 脂肪抽出装置 | 2,650円 | 160円 |
| 11 | 全自動繊維分析器 | 2,830円 | 340円 |
| 12 | デジタル糖度計(0~32%) | 1,250円 | - |
| 13 | デジタル糖度計(30~65%) | 1,250円 | - |
| 14 | デジタル糖度計(60~100%) | 1,250円 | - |
| 15 | Co2インキュベーター | 2,740円 | 230円 |
| 16 | データロガー | 3,010円 | 540円 |
| 17 | 糖分析計 | 5,350円 | 370円 |
| 18 | 原子吸光分光光度計 | 1,630円 | 400円 |
| 19 | アミノ酸分析計 | 5,460円 | 460円 |
| 20 | ガスクロマトグラフⅠ | 2,990円 | 500円 |
| 21 | ガスクロマトグラフⅡ | 2,940円 | 440円 |
| 22 | 高速液体クロマトグラフィーⅠ | 5,560円 | 580円 |
| 23 | 高速液体クロマトグラフィーⅡ | 5,580円 | 600円 |
| 24 | 高速液体クロマトグラフアミノ酸分析システム | 6,670円 | 890円 |
| 25 | 自記分光光度計 | 2,710円 | 230円 |
| 26 | レオメーター | 6,320円 | 80円 |
| 27 | B型粘度計 | 3,770円 | 50円 |
| 28 | ビスコグラフ | 2,660円 | 180円 |
| 29 | K値測定装置 | 2,670円 | 190円 |
| 30 | 測色色差計 | 1,280円 | 50円 |
| 31 | 色差計 | 1,380円 | 140円 |
| 32 | 光学顕微鏡 | 2,600円 | 110円 |
| 33 | 乾熱滅菌機 | 2,530円 | 50円 |
| 34 | 小型冷却遠心機 | 1,310円 | 70円 |
| 35 | クロマトスキャナ | 2,600円 | 110円 |
| 36 | ストマッカー | 1,270円 | 40円 |
| 37 | 冷却遠心分離機 | 2,700円 | 230円 |
| 38 | 電気泳動装置 | 2,680円 | 210円 |
| 39 | ホモジナイザー | 2,630円 | 50円 |
| 40 | ポリロン | 2,530円 | 50円 |
| 41 | 限外ろ過装置 | 2,520円 | 40円 |
| 42 | ロータリーエバポレーター | 1,430円 | 190円 |
| 43 | マントルヒーター | 1,260円 | - |
| 44 | 通風乾燥機 | 70円 | 60円 |
| 45 | 減圧乾燥機 | 2,540円 | 60円 |
| 46 | 真空凍結乾燥機 | 2,740円 | 270円 |
| 47 | 定温乾燥機 | 70円 | 50円 |
| 48 | 恒温恒湿装置 | 2,590円 | 110円 |
| 49 | 振とう恒温器 | 2,520円 | 30円 |
| 50 | 振とう培養器 | 2,550円 | 70円 |
| 51 | 温湿度計記録計 | 2,530円 | 50円 |
| 52 | 実体顕微鏡 | 2,560円 | 80円 |
| 53 | 生物顕微鏡 | 2,580円 | 100円 |
| 54 | データ処理用パソコン | 2,530円 | 50円 |
| 55 | 超音波破砕機 | 2,700円 | 230円 |
| 56 | キャリアタンク給水方式超純水製造装置 | 1,380円 | 150円 |
| 57 | 低温恒温器 | 2,540円 | 30円 |

■加工機器利用料

| 番号 | 名称 | 利用料 (1時間) | 超過料金 (1時間ごと) |
|-----|--------------|--------------|-----------------|
| 58 | ピーラー | 2,510円 | 30円 |
| 59 | パルパーフィニッシャー | 3,800円 | 80円 |
| 60 | 压榨機 | 2,530円 | 40円 |
| 61 | 回転蒸煮釜 | 2,520円 | 40円 |
| 62 | フードカッター1 | 2,520円 | 30円 |
| 63 | フードカッター2 | 2,520円 | 30円 |
| 64 | 融潰機 | 2,520円 | 30円 |
| 65 | らいかい機 | 2,520円 | 30円 |
| 66 | ふるい振とう機 | 2,520円 | 40円 |
| 67 | 魚洗機 | 2,670円 | 180円 |
| 68 | 裏ごし機 | 2,580円 | 100円 |
| 69 | プレートヒーター | 3,780円 | 60円 |
| 70 | 高圧蒸煮缶 | 4,020円 | 280円 |
| 71 | ヒートシーラー | 2,520円 | 30円 |
| 72 | 真空フライヤー | 4,040円 | 310円 |
| 73 | ボイル槽1 | 2,660円 | 180円 |
| 74 | ボイル槽2 | 2,660円 | 180円 |
| 75 | スूपケトル | 2,600円 | 120円 |
| 76 | 真空包装機 | 2,530円 | 50円 |
| 77 | バキュームミキサー | 2,650円 | 160円 |
| 78 | レトルト殺菌機 | 2,840円 | 350円 |
| 79 | 缶詰巻締機 | 4,070円 | 70円 |
| 80 | 解凍機 | 2,590円 | 110円 |
| 81 | 遠心脱水機 | 2,550円 | 70円 |
| 82 | 採肉機 | 2,610円 | 120円 |
| 83 | ミキサー | 2,520円 | 40円 |
| 84 | 真空脱気型ミキサー | 2,740円 | 240円 |
| 85 | ガスレンジ | 890円 | 890円 |
| 86 | 加工機器高圧洗浄機 | 3,140円 | 660円 |
| 87 | 急速凍結装置 | 2,570円 | 80円 |
| 88 | ニーダー | 2,580円 | 100円 |
| 89 | クロスビーターミル | 2,540円 | 50円 |
| 90 | テストミル | 2,590円 | 110円 |
| 91 | サンプルミル | 2,520円 | 40円 |
| 92 | チョッパー | 2,520円 | 40円 |
| 93 | 麺スタッパー | 2,520円 | 40円 |
| 94 | 麺帯機製麺機 | 3,870円 | 140円 |
| 95 | クリームセパレーター | 2,510円 | 30円 |
| 96 | バターチャーン | 2,510円 | 30円 |
| 97 | ホモジナイザー | 2,570円 | 90円 |
| 98 | アイスクリームフリーザー | 2,570円 | 90円 |
| 99 | チーズバット | 2,510円 | - |
| 100 | 全自動単発式打錠機 | 4,390円 | 660円 |
| 101 | 一段式パルパー | 2,590円 | 110円 |
| 102 | 手廻し式搾汁機 | 2,540円 | 40円 |

■施設利用料

| 番号 | 項目 | 1時間につき |
|----|-----|--------|
| 1 | 研修室 | 2,280円 |

事業業務及び業務の実施項目、年間スケジュール等

| 項目 | 委託 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------------|----|--------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 施設等の日常管理・点検業務 | | センター開館日に毎日実施 | | | | | | | | | | | |
| 施設利用業務 | | | | | | | | | | | | | |
| 設備機能の運転操作及び監視 | | | | | | | | | | | | | |
| 空調和機器設備等保守点検業務 | ○ | | | | ○ | | | | | | ○ | | |
| 恒温恒室設備保守点検 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 排水処理施設保守点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第一種圧力容器性能検査洗缶整備 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | |
| 加工用機器保守点検業務（第一種圧力容器性能検査） | ○ | | | | | | | | | | | ○ | |
| 電気保守点検（自家用工作物等保安管理） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 電気設備保守点検 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | |
| 消防用施設保守点検 | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| ドラフトチャンバー（局所排気装置）定期点検 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ |
| ボイラー検査 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | |
| 重油タンク点検 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | |
| 自動制御設備保守点検 | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| 清掃業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 特別清掃 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| 前庭管理業務 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | |
| 除雪管理業務 | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |

管理の目標について

| 管理の目標 | 業務計画(手法・時期等) |
|----------------|---|
| ①研修室利用件数の増加 | 施設利用時には担当職員が立ち会い指導を行い、施設の利用方法などきめ細かな指導をすることによりリピータを増やす。ホームページなどで利用料を明示して利用者に情報提供に努める。 |
| ②機器利用件数の増加 | 機器利用時には担当職員が立ち会い指導を行い、機器等の運転方法・分析等方法などきめ細かなを指導することによりリピータを増やす。ホームページなどで利用料を明示して利用者に情報提供に努める。 |
| ③研修室利用者満足度の向上 | 研修室利用にともない、会場の設営準備等などきめ細かな対応を図ることにより更なる利用者満足度の向上に努める。 |
| ④機器利用者満足度の向上 | 担当職員は更に求めに応じて食品加工に関する総合的な知識・技術的支援を行う。さらに利用者が抱えている専門的問題に対しては財団の他の研究員の紹介を行い、利用者の技術相談にのってあげることにより機器の利用以外の付加価値を利用者に提供することによる更なる利用者満足度の向上に努める。 |
| ⑤事故発生件数年間0件の維持 | 機器利用・施設利用時には担当職員が立ち会い指導を行い、機器等の運転方法・分析等方法・災害防止及び安全対策を指導することにより事故発生件数年間0件の維持に努める。 |

施設・設備等保守点検項目

- 1 施設の定期点検 専門家による定期点検・整備を行い、本施設の安全性を確保する。
(定期点検結果及び整備内容を記録し、管理する。)

| 項目 | 要求水準 (回数) | 実施予定 |
|------------------------|-------------------|----------------------|
| 電気保守点検 (自家用工作物等保安管理) ① | 月1回 | 毎月1回実施 |
| ボイラー検査② | 年1回 | 5月実施予定 |
| ボイラー運転管理・保守管理 | 毎日 | 毎日(土日、祝日、年末年始除く)実施予定 |
| 重油タンク | 年1回 | 5月実施予定 |
| 排水処理施設保守点検③ | 月1回 | 毎月1回実施 |
| 消防用施設保守点検④ | 総合点検年1回、機器点検年1回 | 4月総合点検 10月機器点検予定 |
| 自動制御設備保守点検⑤ | 年2回 | 5月に1回、11月に1回実施予定 |
| 電気設備保守点検⑥ | 年1回 | 6月に1回実施予定 |
| 恒温恒湿設備保守点検⑦ | 年1回 | 毎月1回実施予定 |
| 設備機能の運転操作及び監視 | 毎日 | 毎日(土日、祝日、年末年始除く)実施予定 |
| その他検査 | その他施設維持に必要な検査を行う。 | その他施設維持に必要な検査を行う。 |

①～⑦については要綱を添付。②については空気調和機器等設備保守点検業務処理要領に含まれております。

※ボイラー空気比測定を5年に一回実施。(令和6年実施必要)

2 試験機器の点検

(1) 点検基準

利用開始前に職員による目視、触診等による点検を行ない、試験機器の安全性を確認し、必要な修繕・調整を行う。

(2) 専門点検

高圧蒸煮缶及びレトルト殺菌機・ドラフトチャンバーについては、専門業者による定期点検を年1回行う。

(3) 記録等

点検結果を点検表に記録し、管理する。

3 再委託について

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| (1) 清掃業務 | (6) 恒温恒湿設備保守点検業務 |
| (2) 自動制御設備保守点検業務 | (7) 排水処理設備保守点検業務 |
| (3) 空気調和機器設備等保守点検業務 | (8) 消防用設備保守点検業務 |
| (4) 電気設備等保守点検業務 | |
| (5) 電気保守点検 (自家用電気工作物に係わる保安管理業務) | |

委託期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

- (10) 加工用機器保守点検業務 (第一種圧力容器性能検査)
 (11) 第一種圧力容器性能検査洗缶整備
 委託期間 令和7年2月予定
 (12) ドラフトチャンバー(局所排気装置)定期点検
 委託期間 令和7年2月予定
 (12) 前庭管理業務 委託期間 令和6年4月1日～令和6年11月30日
 (13) 除雪管理業務 委託期間 令和6年12月1日～令和7年3月31日

「施設等の管理業務」仕様書

- ・ 空気調和機器設備等保守点検業務処理要領
- ・ 排水処理設備保守点検業務処理要領
- ・ 電気設備保守点検業務処理要領
- ・ 恒温恒湿設備保守点検業務処理要領
- ・ 清掃業務処理要領
- ・ 前庭管理業務処理要領

別紙

空気調和機器設備等保守点検業務処理要領

1. 自動制御設備

(1) 中央監視盤

500×800×160 一面 自動制御回路点検・性能確認を年2回行う。

(2) 熱源送水温度制御系・直暖送水温度制御系・顕熱交換器制御系・トップライト電気ヒーター制御系・給湯送水温度制御系・受水槽液面制御系・油面指示制御系（地下タンク）・空調機制御系（恒温室設備）・機械室換気制御系・発電機室換気制御系・冷凍機制御系（恒温室設備）・油面制御系（サービスタンク）・排煙濃度計制御系・FCV温度制御系・トップライト換気制御系の15系統を電源、電圧点検、本体清掃機械的可動部の動作点検、システムとしての調整設定、電気抵抗値、端子異常、発熱、外観、性能点検を年2回行う。

2. 空気調和機器設備

(1) 温水ボイラー

伝熱面積5.8㎡・暖房能力291KW 2基を性能点検、ボイラー内洗缶・清掃、オイルバーナー分解清掃、電源制御回路点検等のシーズンイン点検を行う。
(年1回)

(2) 蒸気ボイラー

伝熱面積4.9㎡・暖房能力161,700Kcal/H 1基を性能点検、ボイラー内清掃、オイルバーナー分解清掃、電源制御回路等のシーズンイン点検を行う。(年1回)

(3) 硬水軟化装置

樹脂量10L・能力0.6%/H 1台をシーズンイン点検、軟水材補充（状況を見ながら補充）を行う。

(4) 薬液注入装置

能力25cc/min×1φ×100V×100W 1台をシーズンイン点検、清缶剤補充（年1回）を行う。

(5) 冷却塔

密閉式40RT 1基をシーズンイン点検、シーズンオフ点検、冷却水散水系処理剤充填(年1回)

(6) 熱源ユニット

暖房能力31.5KW・冷房能力28KW 4基を動作制御回路 コンプレッサー点検・分流コントローラーのシーズンイン点検・シーズンオフ点検を行う。

(7) 温水循環ポンプ

3φ・200V・0.15KW 1台（直暖系統）

3φ・200V・0.4KW 1台（顕熱型空調機系統）

3φ・200V・2.2 KW 1台（冷暖房系統1次）

3φ・200V・2.2 KW 1台（冷暖房系統2次）

3φ・200V・0.15 KW 1台（空調機系統）を異音、軸受点検振動点検等のシーズンイン点検を行う。

- (8) オイルタンク
地下埋設型 5,000L×1基の漏洩検査、内部清掃、点検及び点検柵の清掃、点検を年1回行う。
- (9) オイルサービスタンク
450×450×600H・100L×1基の年1回清掃点検を行う。
- (10) オイルギヤポンプ
3φ×200V×0.4KW×20L/min 2台の年1回性能点検を行う。
- (11) 顕熱型空調機フィルター清掃
プレフィルター500×500×20t 6枚・495×650×20tを交換又は清掃を年1回行う。
中性能フィルター 495×650×150t 6枚を交換又は清掃を年1回行う。
- (12) ヒートポンプエアコン
天井カセット型17台・天井埋込型9台を制御回路、能力点検及びフィルター清掃等のシーズンイン点検、シーズンオフ点検を行う。
- (13) 顕熱交換型空調機点検
3φ×200V×7.5KW×2ファンベルト・軸受コイル内部・外部清掃・ダンパー等のシーズンイン点検を行う。
- (14) 直暖天井埋込型ファンコンベクター点検
1φ×100V×79W 5台を回転、能力等のシーズンイン点検及びフィルター清掃(年1回)等の点検を行う。
- (15) 給排気ファン点検
ドラフトチャンバー系統3φ×200V×0.75KW 4台
発電器系統3φ×200V×1.5KW 1台・1φ×100V×0.27KW 1台
機械室系統1φ×100V×0.27KW 2台を回転、能力の振動、ベルトの年次点検、フィルター清掃(年2回)等の点検を行う。
*加工試験室I・給気フィルター(新設)500×500×25t
- (16) ピット配管点検
空調配管の床下目視確認を行う。

保守点検実施時期

| | |
|-------|--|
| 春 実 施 | 2. 空気調和機器設備 (1) 温水ボイラー・(2) 蒸気ボイラー・(3) 硬水軟化装置・(4) 薬液注入装置・(7) 温水循環ポンプ (8) オイルタンク・(9) オイルサービスタンク・(10) オイルギヤポンプ・(11) 顕熱型空調機フィルター清掃 (13) 顕熱交換型空調機点検・(14) 直暖天井埋込型ファンコンベクター点検・(16) ピット配管点検 |
| 春・秋実施 | 2. 空気調和機器設備 (5) 冷却塔・(6) 熱源ユニット・(12) ヒートポンプエアコン・(15) 給排気ファン点検・(16) ピット配管点検 1. 自動制御設備 (1) 中央監視盤・(2) 熱源送水温度制御系他14系統の点検 |

排水処理設備保守点検業務処理要領

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの排水処理設備の保守点検は次により処理すること。

1 一般事項

- (1) 保守点検を実施する排水処理施設の位置は別紙図面に示すとおりとする。
点検は、本項に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他措置を講じるものとする。
- (2) 点検周期は、1ヶ月に1回、臨時清掃についてはグリストラップ清掃（加工室Ⅰ、加工室Ⅱ）は年6回、汚泥貯留槽清掃は年1回、薬剤投与については、PH装置の原液の状況を確認しながら行うものとする。
- (3) 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒の補給は、必要に応じ、随時行うものとする。
- (4) 重金属と有機溶媒の全量回収の確認（排水設備への混入のおそれが無いか）

2 スクリーン

- (1) スクリーンは閉塞しないようにする。

3 ばっき装置

- (1) 散気装置が目詰まりしないようにし、又はかくはん装置に異物等が付着しないようにする。

4 駆動装置及びポンプ装置

- (1) 常時又は一定の時間ごとに、作動するようにする。

5 薬剤の使用

- (1) 吸着剤、擬集剤、水素イオン濃度調整剤その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整する。

6 環境の維持

- (1) 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、蚊、ハエ等の発生の防止に必要な処置を講じる。

7 汚泥等の処理

- (1) 清掃によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

8 臨時清掃

- (1) グリストラップ、流出口及び放流にあつては異物等の付着が認められたとき。

「施設等の管理業務」仕様書

- ・ 空気調和機器設備等保守点検業務処理要領
- ・ 排水処理設備保守点検業務処理要領
- ・ 電気設備保守点検業務処理要領
- ・ 恒温恒湿設備保守点検業務処理要領
- ・ 清掃業務処理要領
- ・ 前庭管理業務処理要領

別紙

空気調和機器設備等保守点検業務処理要領

1. 自動制御設備

(1) 中央監視盤

500×800×160 一面 自動制御回路点検・性能確認を年2回行う。

(2) 熱源送水温度制御系・直暖送水温度制御系・顕熱交換器制御系・トップライト電気ヒーター制御系・給湯送水温度制御系・受水槽液面制御系・油面指示制御系（地下タンク）・空調機制御系（恒温室設備）・機械室換気制御系・発電機室換気制御系・冷凍機制御系（恒温室設備）・油面制御系（サービスタンク）・排煙濃度計制御系・FCV温度制御系・トップライト換気制御系の15系統を電源、電圧点検、本体清掃機械的可動部の動作点検、システムとしての調整設定、電気抵抗値、端子異常、発熱、外観、性能点検を年2回行う。

2. 空気調和機器設備

(1) 温水ボイラー

伝熱面積5.8㎡・暖房能力291KW 2基を性能点検、ボイラー内洗缶・清掃、オイルバーナー分解清掃、電源制御回路点検等のシーズンイン点検を行う。
(年1回)

(2) 蒸気ボイラー

伝熱面積4.9㎡・暖房能力161,700Kcal/H 1基を性能点検、ボイラー内清掃、オイルバーナー分解清掃、電源制御回路等のシーズンイン点検を行う。(年1回)

(3) 硬水軟化装置

樹脂量10L・能力0.6%/H 1台をシーズンイン点検、軟水材補充（状況を見ながら補充）を行う。

(4) 薬液注入装置

能力25cc/min×1φ×100V×100W 1台をシーズンイン点検、清缶剤補充（年1回）を行う。

(5) 冷却塔

密閉式40RT 1基をシーズンイン点検、シーズンオフ点検、冷却水散水系処理剤充填(年1回)

(6) 熱源ユニット

暖房能力31.5KW・冷房能力28KW 4基を動作制御回路 コンプレッサー点検・分流コントローラーのシーズンイン点検・シーズンオフ点検を行う。

(7) 温水循環ポンプ

3φ・200V・0.15KW 1台（直暖系統）

3φ・200V・0.4KW 1台（顕熱型空調機系統）

3φ・200V・2.2 KW 1台（冷暖房系統1次）

3φ・200V・2.2 KW 1台（冷暖房系統2次）

3φ・200V・0.15 KW 1台（空調機系統）を異音、軸受点検振動点検等のシーズンイン点検を行う。

- (8) オイルタンク
地下埋設型 5,000L×1基の漏洩検査、内部清掃、点検及び点検柵の清掃、点検を年1回行う。
- (9) オイルサービスタンク
450×450×600H・100L×1基の年1回清掃点検を行う。
- (10) オイルギヤポンプ
3φ×200V×0.4KW×20L/min 2台の年1回性能点検を行う。
- (11) 顕熱型空調機フィルター清掃
プレフィルター500×500×20t 6枚・495×650×20tを交換又は清掃を年1回行う。
中性能フィルター 495×650×150t 6枚を交換又は清掃を年1回行う。
- (12) ヒートポンプエアコン
天井カセット型17台・天井埋込型9台を制御回路、能力点検及びフィルター清掃等のシーズンイン点検、シーズンオフ点検を行う。
- (13) 顕熱交換型空調機点検
3φ×200V×7.5KW×2ファンベルト・軸受コイル内部・外部清掃・ダンパー等のシーズンイン点検を行う。
- (14) 直暖天井埋込型ファンコンベクター点検
1φ×100V×79W 5台を回転、能力等のシーズンイン点検及びフィルター清掃(年1回)等の点検を行う。
- (15) 給排気ファン点検
ドラフトチャンバー系統3φ×200V×0.75KW 4台
発電器系統3φ×200V×1.5KW 1台・1φ×100V×0.27KW 1台
機械室系統1φ×100V×0.27KW 2台を回転、能力の振動、ベルトの年次点検、フィルター清掃(年2回)等の点検を行う。
*加工試験室I・給気フィルター(新設)500×500×25t
- (16) ピット配管点検
空調配管の床下目視確認を行う。

保守点検実施時期

| | |
|-------|--|
| 春 実 施 | 2. 空気調和機器設備 (1) 温水ボイラー・(2) 蒸気ボイラー・(3) 硬水軟化装置・(4) 薬液注入装置・(7) 温水循環ポンプ (8) オイルタンク・(9) オイルサービスタンク・(10) オイルギヤポンプ・(11) 顕熱型空調機フィルター清掃 (13) 顕熱交換型空調機点検・(14) 直暖天井埋込型ファンコンベクター点検・(16) ピット配管点検 |
| 春・秋実施 | 2. 空気調和機器設備 (5) 冷却塔・(6) 熱源ユニット・(12) ヒートポンプエアコン・(15) 給排気ファン点検・(16) ピット配管点検 1. 自動制御設備 (1) 中央監視盤・(2) 熱源送水温度制御系他14系統の点検 |

排水処理設備保守点検業務処理要領

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの排水処理設備の保守点検は次により処理すること。

1 一般事項

- (1) 保守点検を実施する排水処理施設の位置は別紙図面に示すとおりとする。
点検は、本項に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守その他措置を講じるものとする。
- (2) 点検周期は、1ヶ月に1回、臨時清掃についてはグリストラップ清掃（加工室Ⅰ、加工室Ⅱ）は年6回、汚泥貯留槽清掃は年1回、薬剤投与については、PH装置の原液の状況を確認しながら行うものとする。
- (3) 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒の補給は、必要に応じ、随時行うものとする。
- (4) 重金属と有機溶媒の全量回収の確認（排水設備への混入のおそれが無いか）

2 スクリーン

- (1) スクリーンは閉塞しないようにする。

3 ばっき装置

- (1) 散気装置が目詰まりしないようにし、又はかくはん装置に異物等が付着しないようにする。

4 駆動装置及びポンプ装置

- (1) 常時又は一定の時間ごとに、作動するようにする。

5 薬剤の使用

- (1) 吸着剤、擬集剤、水素イオン濃度調整剤その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整する。

6 環境の維持

- (1) 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、蚊、ハエ等の発生の防止に必要な処置を講じる。

7 汚泥等の処理

- (1) 清掃によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

8 臨時清掃

- (1) グリストラップ、流出口及び放流にあつては異物等の付着が認められたとき。

9 外観検査

(1) 除害施設の設置場所において、その設置されている状態を観察し及び除害施設内部を目視することにより、次に掲げる項目について行う。

- ア 設置状況
- イ 設備の稼働状況
- ウ 水の流れ方の状況
- エ 使用の状況
- オ 悪臭の発生
- カ 消毒の実施状況
- キ 蚊、ハエ等の発生

10 保守点検報告書

保守点検終了後速やかに報告書を作成し提出する。

11 その他

点検時において必要な薬品類

- ・ 硫酸
- ・ 苛性ソーダ
- ・ PH校正用試薬 PH=4.01 500CC
- ・ PH校正用試薬 PH=6.86 500CC
- ・ 殺虫プレート

点検時において必要な消耗品

- ・ グリース (ボイラー室 ブロワの部品)
- ・ オイル タービンオイル (ボイラー室 ブロワの部品)
- ・ 記録紙 (ボイラー室 排水処理の制御盤)
- ・ 補充用インク (ボイラー室 排水処理の制御盤)
- ・ Ph計センサー (排水処理設備地下室 中和槽・記録槽に使用)
- ・ 電極内部液 (排水処理設備地下室 中和槽・記録槽に使用)
- ・ それにともなう交換作業費諸経費等全て含む。

電気設備保守点検業務処理要領

1. 設備の内容

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 非常用予備発電機設備 3φ200V | 70KVA× 1台 |
| (2) 直流電源設備 DC100V | 1KW× 1台 |
| (3) 非常用照明設備 DC100V | 40W× 19台 |

2. 業務の内容

上記設備の精密点検後、なお業務を実施するときは業務担当員が連絡するものとする。

- ・ 非常用発電装置（年1回）
 - ①機能点検
 - ②精密点検
 - ③点検試験整備
- ・ 直流電源設備（年1回）
 - ①機能点検
- ・ 非常用照明設備（年1回）
 - ①機能点検

3. 関係法令等の遵守

業務を処理するに当たっては、安全に努め必要な法令、規則を遵守しなければならない。また、この法令、規則等への適用について改善等の必要がある場合は、速やかに業務担当員に連絡しなければならない。

4. 乙の負担とする部品及び資材

- ① ヒューズ、表示ランプ
- ② エンジンオイル、バッテリー補充液

5. 報告書の提出

乙は、点検の都度、乙の様式による点検報告書をもって甲にその業務の履行について提出するものとする。

恒温恒湿設備保守点検業務処理要領

1. 恒温恒湿設備

(1) 冷凍機（一体空冷式）

3φ×200v×3.0kw×1台・3φ×200v×3.7kw×2台・3φ×200v×4.5kw×2台
ユニットクーラー

3φ×200v×0.33kw×2台・3φ×200v×0.66kw×2台の冷媒ガス油洩れ点検、電磁電圧絶縁値測定、冷凍冷蔵庫、冷却器廻り点検デフロスト動作点検、制御回路点検等のシーズンイン点検（年1回）、シーズンオフ点検（年1回）、シーズンオン点検（年6回）を行う。

(2) エアーカーテン

3φ×200v×84w×4台の電源、動作点検等のシーズンイン点検（年1回）、シーズンオフ点検（年1回）、シーズンオン点検（年6回）を行う。

(3) 自動制御盤・操作盤

1,300×1,950×400 1面・400×300×250 1面のシーズンイン点検（年1回）、シーズンオン点検（年6回）を行う。

(4) 空調機

暖房能力 8,700KCal/H 冷房能力 12,700KCal/H 3φ×200v×1.5kw 1台のファンベルトコイル軸受点検内部、外部清掃等のシーズンオン点検（年6回）を行う。

(5) プレフィルター清掃

610×610×15t 1枚・610×305×15t 1枚を1年に1回交換又は清掃を行う。

(6) 中性能フィルター清掃

610×610×290t 1枚・610×305×290t 1枚を1年に1回交換又は清掃を行う。

(7) 吹き出し口高性能フィルター

610×610×150t×4枚を3年に1回清掃を行う。

清掃業務処理要領

この要領は、作業の大要を示すものであり、受託者は業務の実施にあたって本要領の定めのない事項であっても現場の状況に応じ、清掃等管理上必要と認められた作業は受託者の範囲内で誠意をもって処理するものとする。

1 使用材料

トイレットペーパー、ハンドタオル、水石鹼、電力及び水道の費用は公益財団法人オホーツク財団（以下、「甲」という。）の負担とする。ただし、作業に使用する材料機械器具等一切は、受託者（以下、「乙」という。）の負担とする。

2 損害その他

- (1) 作業実施中、清掃契約施設及び備品等の破損箇所を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。
- (2) 乙は、作業の実施に当たり、庁内の施設又は備品等に対し、故意又は過失により損害を与えるときは、乙の負担とする。

3 一般事項

清掃作業実施に当たっては、衛生及び火気の取り締まりに留意するとともに、甲の作業に支障のないよう、下記の事項について十分注意すること。

- (1) 塵埃を飛散させないこと。
- (2) 清掃器具類の取扱いに注意し、特に消防法第2条第7項に規定する発火性又は引火性の危険物は絶対に使用しないこと。
- (3) その他、細部の事項については甲の指示を受けること。

4 作業内容

清掃は、日常清掃、特別清掃 A、特別清掃 B に区分し、別添「清掃作業区分」及び「建物平面図」等に基づき、それぞれの作業を行うものとする。

なお、作業結果について業務報告書（乙の様式）により甲の業務担当員に報告するものとする。ただし、日常清掃については口答で行うことができる。

(1) 日常清掃

日常清掃は、毎日（土曜日、日曜日、祝日及び休館日を除く。）

次に掲げる作業を行うものとする。作業開始時間午前8時45分とする。

ア 床面は電気掃除機又はモップで塵埃を除去し、汚れはモップの水拭きにより除去する。なお、床面は床面材質に合わせポリシャー又は乾いたモップ等で磨き上げる。

- イ 玄関マットは、常に汚れを取り除くとともに、冬季においてはマットの目が詰まったり凍結しないよう注意すること。
- ウ 机の上は、塵埃を除去し汚れを拭きとること。
- エ 屑かごは、中のゴミを除去し分別したゴミをじん芥集積所に搬入すること。
- オ 流し台及び手洗器は、目詰まりが生じないように洗浄すること。
- カ 壁、窓、窓枠及び柱等は、手の届く範囲内で塵埃を除去し、状況に応じて乾拭き又は消毒すること。
- キ 各出入り口のガラス部分及び鏡は状況に応じて乾拭き又は水拭きをすること。
- ク 便所は、水洗いの上薬品等により洗浄すること。
- ケ 便所の汚物入れは、汚物を所定の場所に捨て、容器は水洗いのうえ消毒すること。
- コ トイレットペーパー及びハンドタオル、水石鹼は日常清掃時において適宜補充する。

(1) 特別清掃

①ワックス掛け

別添「清掃作業区分」に基づき、行うものとする。(年1回：2月)

- ア タイルの床は、電気掃除機又はモップで清掃をした後、デッキブラシ等により水洗いのうえ、滞水しないよう吸水作業をして仕上げること。
- イ 床は、床面材質に応じて電気掃除機又はモップで掃除をした後、デッキブラシ等により水洗いのうえ、ワックスを塗布してポリシャーにより磨き上げること。但し、風除室、エンドランスポーチ、男女身障者便所など磁器質タイル等の使用しているところは水洗いのみとする。準備室兼作業室の畳については、ワックス掛けは不用。
- ウ 玄関、各出入り口等のガラスは洗剤等を使用して清掃すること。
- エ 扉、その他の金属部分は地金のものは磨き粉等で磨き出し、メッキのものは薬液又は洗剤等で汚れを拭き取ること。

② 窓ガラス及び窓枠清掃※天井窓の内窓清掃は除く

窓ガラス及び窓枠の清掃は、年1回(9月)に清掃するものとする。

- ア 窓ガラス及び窓枠両面の塵埃は、水抜き又は洗剤等を使用して除去した後に乾拭きすること。
- イ 室内の窓ガラス及び窓枠の清掃に際しては、窓際の事務用品、試験器具等の損傷又は破損のないよう十分注意すること。
- ウ 室内の窓際の事務用品、器具等を移動した場合は元の位置に戻しておくこと。
- エ 室内の窓ガラス清掃及び窓枠清掃後、床面に汚れが生じたときは拭き取ること。

③ 屋上清掃

屋上のガラス等の清掃は、年1回(9月)実施するものとし、併せて排水口が目詰まりのないように塵埃を除去すること。

④ ブラインド清掃

ブラインドの清掃は、年1回(9月)に実施するものとする。

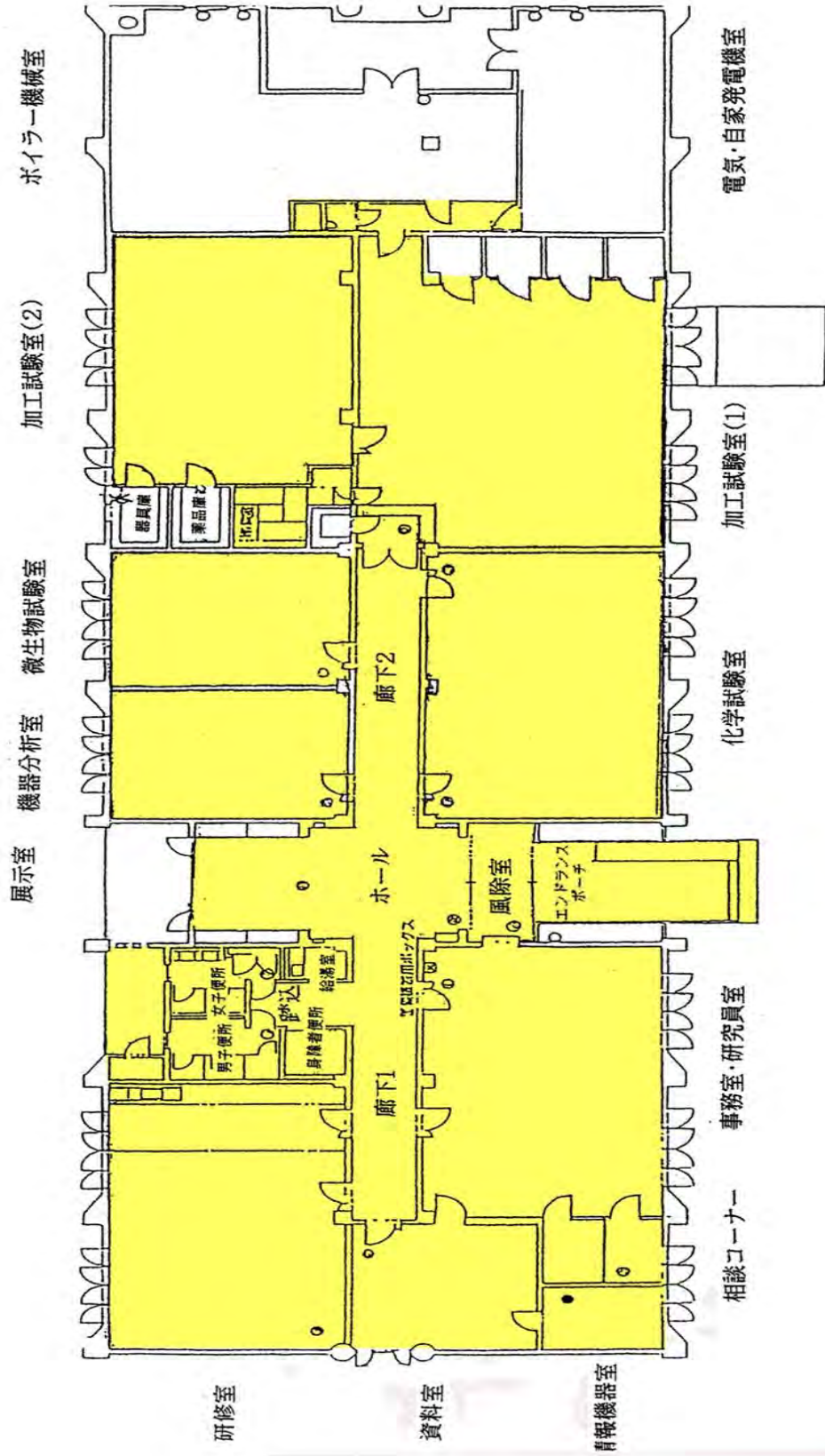
ア ブラインドの塵埃は、洗剤等を使用して洗浄するものとする。

イ ブラインドの清掃に際しては、窓際の事務用品、試験器具等の損傷又は破損のないよう注意すること。

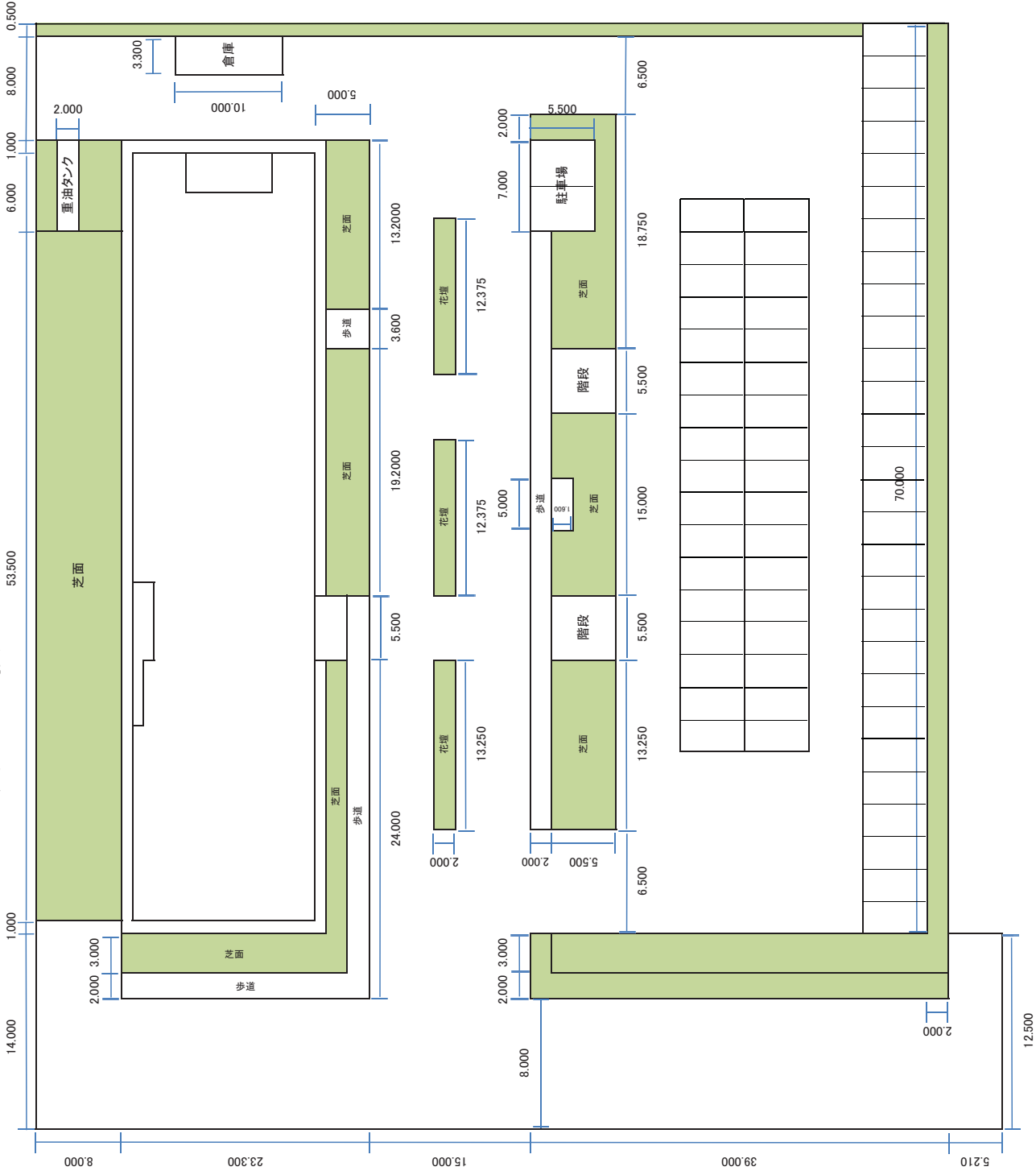
ウ 室内の窓際の事務用品、器具等を移動した場合は、元の位置にもどしておくこと。

別紙

建物平面図



食品加工技術センター施設平面図



前庭管理業務処理要領

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター前庭管理業務処理について、必要な事項を次のとおり定める。

1. 管理の対象地域

北見市大正353-19

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター前庭（庭園の植栽他）
（別紙図面のとおり）

2. 委託業務

1 芝生の管理

(1) 芝刈

携帯草刈機 1,488㎡（図面）

3回（6月～9月）

(2) 施肥 1,488㎡（図面）

1回（6月）

芝生の管理については、常に芝生の育成・養成に努めること。

2 樹木の管理

(1) 樹木剪定 1回（5月）

(2) 冬囲い取り付け（ポール取付含む。） 1回（11月）

(3) 冬囲い取り外し（ポール取り外し含む。） 1回（4月）

樹木の枝払い等を行い、育成・養成に努めること。

3 花壇の管理

(1) 除草

除草 3回（6月～9月）

3. その他

以上の業務のほか、常に前庭の状況を把握し、特別な措置が必要な場合は、その状況を速やかに報告して協議する。

※自然状況等により実施時期等の変更が生じる場合があります。

公益財団法人オホーツク財団

北海道オホーツク地域食品加工技術センター指定管理業務における利用者数見込ならびに達成見込(令和6年度)

【利用者数見込】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 施設全体の利用者数 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 | 4 | 3 | 3 | 70 |

【達成見込】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | 管理の 目標 |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----------|
| 研修室利用件数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 10 | 10 |
| 機器利用件数 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 3 | 3 | 3 | 60 | 60 |

指定管理業務収支計画書

【令和6年度】

北海道立オホーツク圏
地域食品加工技術センター

| | |
|--------|---------------|
| 指定管理者名 | 公益財団法人オホーツク財団 |
|--------|---------------|

令和6年度 指定管理運営事業費（予算内訳書）

団体名 公益財団法人ホーテック財団

| 項目 | 金額 | 算出根拠 | |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 指定管理事業 活動収入計 | 29,856,000 | 北海道指定管理収入 | 29,639,000 |
| | | 施設・機器利用料収入 | 217,000 |
| | | 計 | 29,856,000 |

| 指定管理事業活動 | 金額 | 算出根拠 | | |
|----------|-----------|-----------------|---------------------|-----------|
| 施設等保守点検費 | 5,414,000 | 空気調和機器保守点検 | 1,050,000 × 2 × 1.1 | 2,310,000 |
| | | 恒温恒湿設備保守点検 | 90,000 × 6 × 1.1 | 594,000 |
| | | 排水処理設備保守点検 | 110,000 × 12 × 1.1 | 1,452,000 |
| | | 第1種圧力容器性能検査洗缶整備 | 68,000 × 1 × 1.1 | 74,800 |
| | | 第1種圧力容器法定検査料 | 24,527 × 1 × 1.1 | 26,980 |
| | | 電気取扱業務委託 | 35,700 × 6 × 1.1 | 235,620 |
| | | 電気設備点検 | 500,000 × 1 × 1.1 | 550,000 |
| | | 消防用設備保守点検業務 | 12,500 × 2 × 1.1 | 27,500 |
| | | ドラフトチャンバー点検 | 130,000 × 1 × 1.1 | 143,000 |
| | | 計 | | |
| 修繕費 | 2,970,000 | 機器修繕費 | 1,350,000 × 1 × 1.1 | 1,485,000 |
| | | 施設修繕費 | 1,350,000 × 1 × 1.1 | 1,485,000 |
| | | 計 | | 2,970,000 |
| 租税公課 | 914,000 | 除雪印紙代 | 200 | 200 |
| | | 施設等保守点検業務印紙 | 3,400 | 3,400 |
| | | 消費税 | 910,000 | 910,000 |
| | | 計 | | 913,600 |

| 項目 | 金額 | 算出根拠 | | | | |
|-------|-----------|---------------|-------------------------------|---|-------|------------------------|
| 光熱水費 | 5,353,000 | 電気料 | | | | |
| | | ①基本料金 | (3,108.6円×43KW×(185-100)÷100) | | | |
| | | | 113,619.33 | × 12 | × 1.1 | 1,499,775 |
| | | ②電気使用料金 | (月間/昼間/平日 31.07円×106,000KW) | | | |
| | | | 106,000 | × 31.07 | × 1.1 | 3,622,762 |
| | | ②電気使用料金 | (夜間/休日 30.04円×44,000KW) | | | |
| | | | 44,000 | × 30.04 | × 1.1 | 1,453,936 |
| | | ③燃料調整費 | (150,000kw×-11.01円) | | | |
| | | | 150,000 | × -11.01 | × 1.1 | -1,816,650 |
| | | ④省エネ発電賦課金 | (150,000kw×1.4円) | | | |
| | | | 150,000 | × 1.4 | × 1.1 | 231,000 |
| | | 計 | 4,990,823 | | | |
| | | 水道料 | | | | |
| | | ①基本料金 | 8,984 | × 6 | × 1.1 | 59,294 |
| | | ②使用料金(口径50mm) | 26,880 | × 6 | × 1.1 | 177,408 |
| | | | | | | 1~20m ³ =78 |
| | | | | | | 21~m ³ =251 |
| 下水道 | | | | | | |
| ①基本料金 | 1,518 | × 6 | × 1.1 | 10,019 | | |
| ②使用料金 | 11,504 | × 6 | × 1.1 | 75,926 | | |
| | | | | 1~16m ³ =75 | | |
| | | | | 17m ³ ~1000m ³ =161 | | |
| 計 | 322,647 | | | | | |
| ガス料金 | | | | | | |
| ①基本料金 | 1,800 | × 12 | × 1.1 | 23,760 | | |
| ②使用料金 | 705 | × 20 | × 1.1 | 15,510 | | |
| | | | | (705円×40m ³) | | |
| 計 | 39,270 | | | | | |
| 合計 | 5,352,740 | | | | | |
| 燃料費 | 2,744,000 | 重油代 | 116 | × 21,500 | × 1.1 | 2,743,400 |
| | | 計 | 2,743,400 | | | |
| 賃金 | 6,271,000 | 嘱託職員給与 | 4,200,000 | × 1 | × 0.4 | 1,680,000 |
| | | | 3,316,856 | × 1 | × 0.7 | 2,321,799 |
| | | | 2,154,600 | × 1 | × 1 | 2,154,600 |
| | | 嘱託職員通勤手当 | 40,320 | × 1 | × 0.4 | 16,128 |
| | | | 62,496 | × 1 | × 0.7 | 43,747 |
| | | | 54,432 | × 1 | × 1 | 54,432 |
| | | 計 | 6,270,706 | | | |

| 項目 | 金額 | 算出根拠 | | | | |
|----------|-----------|-----------------------------|-----------|--------|-----------|---------|
| 福利厚生費 | 1,140,000 | 健康保険料 | 261,576 × | 1 × | 0.4 | 104,630 |
| | | | 199,843 × | 1 × | 0.7 | 139,890 |
| | | | 130,727 × | 1 | | 130,727 |
| | | 厚生年金保険料 | 395,280 × | 1 × | 0.4 | 158,112 |
| | | | 362,340 × | 1 × | 0.7 | 253,638 |
| | | | 197,585 × | 1 | | 197,585 |
| | | 児童手当拠出金 | 15,265 × | 1 × | 0.4 | 6,106 |
| | | | 12,166 × | 1 × | 0.7 | 8,516 |
| | | | 7,953 × | 1 | | 7,953 |
| | | 労災保険料 | 33,923 × | 1 × | 0.4 | 13,569 |
| 27,035 × | 1 × | | 0.7 | 18,925 | | |
| 17,672 × | 1 | | | 17,672 | | |
| 雇用保険料 | 40,283 × | 1 × | 0.4 | 16,113 | | |
| | 32,104 × | 1 × | 0.7 | 22,473 | | |
| | 20,986 × | 1 | | 20,986 | | |
| 一般拠出金 | 85 × | 1 × | 0.4 | 34 | | |
| | 68 × | 1 × | 0.7 | 48 | | |
| | 44 × | 1 | | 44 | | |
| 健康診断 | 10,782 × | 1 × | 1.4 | 15,095 | | |
| | 10,782 × | 1 × | 0.7 | 7,547 | | |
| | | 計 | | | 1,139,663 | |
| 消耗品費 | 164,000 | 消耗品 (施設のトイレトーパー・用紙・インク等) | 12,000 × | 12 × | 1.1 | 158,400 |
| | | 図書購読料 (施設管理費に伴う積算資料関連等) | 4,500 × | 1 × | 1.1 | 4,950 |
| | | 計 | | | | 163,350 |
| 自動車維持費 | 3,000 | 借上げ燃料費 | 20 × | 6.5 × | 20 | 2,600 |
| | | 計 | | | | 2,600 |
| 通信運搬費 | 171,000 | 電話料 | | | | |
| | | Bフレッツ利用料 | 5,200 × | 12 × | 1.1 | 68,640 |
| | | Bフレッツ使用料 | 2,080 × | 12 × | 1.1 | 27,456 |
| | | ドメイン更新料 | 9,000 × | 1 × | 1.1 | 9,900 |
| | | 電話料金 (基本料金) | 2,400 × | 12 × | 1.1 | 31,680 |
| | | (使用料金) | 1,400 × | 12 × | 1.1 | 18,480 |
| | | 郵便料金 | 1,080 × | 12 × | 1.1 | 14,256 |
| 計 | | | | | 170,412 | |

| 項目 | 金額 | 算出根拠 | | | | | | |
|--------|-----------|-------------|---------------|---|-----|---------|---------|-----------|
| 手数料 | 448,000 | UTM使用料 | 99,600 | × | 1.1 | 109,560 | | |
| | | 残高証明書 | 600 | × | 1.1 | 660 | | |
| | | ゴミ処理手数料 | 300 | × | 250 | × | 1.1 | 82,500 |
| | | 産業廃棄物処理 | 180 | × | 900 | × | 1.1 | 178,200 |
| | | ウイルスソフト更新料 | 15,300 | × | 1.1 | | 16,830 | |
| | | 振込手数料 | | | | | 60,000 | |
| | | 計 | | | | | 447,750 | |
| 使用料賃借料 | 410,000 | コピーカウンター料 | (4円×20枚×12ヶ月) | | | | | |
| | | | 4×20 | × | 12 | × | 1.1 | 1,056 |
| | | 複写機器使用料 | 17,500 | × | 12 | × | 1.1 | 231,000 |
| | | テレビ受信料 | 12,400 | × | 1 | × | 1.1 | 13,640 |
| | | 容器使用料(5本) | 6,500 | × | 12 | × | 1.1 | 85,800 |
| | | AED使用料 | 5,930 | × | 12 | × | 1.1 | 78,276 |
| 計 | | | | | | 409,772 | | |
| 警備費 | 155,000 | 機械警備 | 11,700 | × | 12 | × | 1.1 | 154,440 |
| | | 計 | | | | | | 154,440 |
| 清掃費 | 3,021,000 | 前庭管理 | 350,000 | × | 2 | × | 1.1 | 770,000 |
| | | 除雪業務 | 450,000 | × | 2 | × | 1.1 | 990,000 |
| | | 所内清掃業務 | 95,500 | × | 12 | × | 1.1 | 1,260,600 |
| | | 計 | | | | | | 3,020,600 |
| 保険料 | 5,000 | 施設所有者賠償責任保険 | 5,000 | × | 1 | 回 | 5,000 | |
| | | 計 | | | | | 5,000 | |

情報提供事業費

| 項目 | 金額 | 算出根拠 | | | | | | |
|---------|---------|---------------|---------|---|------|---|---------|---------|
| 情報提供事業費 | 673,000 | | | | | | | |
| 旅費 | 4,000 | 管内(日当) | 1,100 | × | 3 | 回 | 3,300 | |
| | | 計 | | | | | 3,300 | |
| 消耗品費 | 55,000 | 施設公開デー消耗品等 | 50,000 | × | 1 | × | 1.1 | 55,000 |
| | | 計 | | | | | 55,000 | |
| 印刷製本費 | 322,000 | センターパンフ | 70,000 | × | 1 | × | 1.1 | 77,000 |
| | | センターPR誌 | 222,000 | × | 1 | × | 1.1 | 244,200 |
| | | 計 | | | | | 321,200 | |
| 通信運搬費 | 226,000 | 郵送料 | | | | | | |
| | | センターPR誌 | 120 | × | 1500 | × | 1.1 | 198,000 |
| | | 公開デー(チラシ) | 82 | × | 300 | × | 1.1 | 27,060 |
| | | 計 | | | | | 225,060 | |
| 使用料賃借料 | 66,000 | ホームページサーバー使用料 | | | | | | |
| | | サーバー使用料 | 5,000 | × | 12 | × | 1.1 | 66,000 |
| | | 計 | | | | | 66,000 | |

1-1 収支計画書 < 令和 6 年 度 >

収 入

(単位 : 円)

| 区 分 | 内 訳 | 予算額 |
|---------|------------|------------|
| 指定管理料収入 | 北海道指定管理収入 | 29,639,000 |
| 利用料金収入 | 施設・機器利用料収入 | 217,000 |
| 収 入 計 | | 29,856,000 |

支 出

| 区 分 | 内 訳 | 金 額 |
|------------|------|------------|
| 《指定管理事業活動》 | 別紙内訳 | 29,183,000 |
| 施設等保守点検費 | | 5,414,000 |
| 修繕費 | | 2,970,000 |
| 租税公課 | | 914,000 |
| 光熱水費 | | 5,353,000 |
| 燃料費 | | 2,744,000 |
| 賃金 | | 6,271,000 |
| 福利厚生費 | | 1,140,000 |
| 消耗品費 | | 164,000 |
| 自動車維持費 | | 3,000 |
| 通信運搬費 | | 171,000 |
| 手数料 | | 448,000 |
| 使用料賃借料 | | 410,000 |
| 警備費 | | 155,000 |
| 清掃費 | | 3,021,000 |
| 保険料 | | 5,000 |
| 《情報提供事業費》 | 別紙内訳 | 673,000 |
| 旅費 | | 4,000 |
| 消耗品費 | | 55,000 |
| 印刷製本費 | | 322,000 |
| 通信運搬費 | | 226,000 |
| 使用料賃借料 | | 66,000 |
| 支 出 計 | | 29,856,000 |
| 法人税等の支払額 | | 0 |
| 差 額 | | 0 |

年間収支の月別計画書

(単位：円)

| 科 目 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | 備考 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|----|
| 収 入 | 北海道指定管理負担金収入 | 7,409,750 | 0 | 0 | 7,409,750 | 0 | 0 | 7,409,750 | 0 | 0 | 7,409,750 | 0 | 0 | 29,639,000 | |
| | 利用料金収入 | 21,000 | 15,000 | 21,000 | 18,000 | 21,000 | 18,000 | 21,000 | 18,000 | 18,000 | 12,000 | 12,000 | 22,000 | 217,000 | |
| | 収入計 | 7,430,750 | 15,000 | 21,000 | 7,427,750 | 21,000 | 18,000 | 7,430,750 | 18,000 | 18,000 | 7,421,750 | 12,000 | 22,000 | 29,856,000 | |
| 支 出 | 管理運営事業費 | 1,905,000 | 2,000,000 | 1,887,000 | 3,268,000 | 2,272,000 | 1,986,000 | 1,887,000 | 2,550,000 | 2,273,000 | 3,711,000 | 1,919,000 | 3,525,000 | 29,183,000 | |
| | 指定管理事業費 情報提供事業費 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 83,000 | 1,000 | 1,000 | 299,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 0 | 283,000 | 673,000 | |
| | 計 | 1,906,000 | 2,001,000 | 1,888,000 | 3,351,000 | 2,273,000 | 1,987,000 | 2,186,000 | 2,551,000 | 2,274,000 | 3,712,000 | 1,919,000 | 3,808,000 | 29,856,000 | |